

馬頭最終処分場整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

- 馬頭最終処分場整備運営事業入札説明書等に関して、平成 28 年 10 月 25 日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

平成 28 年 11 月 14 日

栃木県

目 次

■ 入札説明書に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
■ 要求水準書に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
■ 様式集に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
■ 落札者決定基準に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
■ 基本協定書（案）に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
■ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
1	入札説明書		事業方式	2	2	(1)	オ	本施設の所有権を県に移転した際にSPCの貸借対照表にはどのような名前の資産を計上すべきでしょうか？(サービス購入料以外の部分)。また、当該資産の会計及び税務上の償却期間は何年でしょうか？必要でしたら、国税局へのお問い合わせをお願いいたく存じます。	事業契約書(案)第45条第1項に規定のとおり、本施設の所有権を県に移転した翌日を付与日として、本施設を専属的に利用できる権利「施設専用利用権」を事業者に付与することになります。その権利を繰延資産として貸借対照表に計上し、また、その償却期間については、運営・維持管理期間の12年間において均等償却による損金算入が可能と考えております。(関東信越国税局の確認を得ております。)ただし、本事業においては、SPCへの課税に関し、SPCのリスクにおいて実施することとなりますので、ご留意ください。
2	入札説明書		事業期間及び受入廃棄物	3	2	(1)	カ	「(イ)受入廃棄物 a県内から排出される産業廃棄物(中間処理施設から排出されるものを含む)を基本とし、具体的な種類等は提案する。」とありますが、県外から排出される廃棄物の受け入れは可能でしょうか。	受入廃棄物については、御質問の内容にも記載のとおり、県内から排出される産業廃棄物(中間処理施設から排出されるものを含む)を基本として、具体的な種類等は提案といたします。なお、第1回意見交換会で意見交換したいと考えております。
3	入札説明書		受入廃棄物	3	2	(1)	カ	「県内から排出される産業廃棄物を基本とし、具体的な種類等は提案とする」とありますが、県外廃棄物受入の可能性を教えてください。	No.2の質問回答を参照ください。
4	入札説明書		事業期間及び受入れ廃棄物	3	2	(1)	カ	(イ)のaにおいて「県内から～を基本とし、具体的な種類等は提案とする」とありますが、県外廃棄物の受入れの提案は認められますか。	No.2の質問回答を参照ください。
5	入札説明書		受入廃棄物	3	2	(1)	カ (イ)a	「県内から排出される産業廃棄物を基本とする。」との記載がありますが、県外から排出される産業廃棄物の受入に当たり、量及び種類についての制限があればご教示下さい。	No.2の質問回答を参照ください。
6	入札説明書		事業期間及び受入れ廃棄物	3	2	(1)	カ	(イ)のbにある「受入基準」をお示し下さい。県が協議して定めるとしている内容が不明です。	「受入基準」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準を指しますが、受入廃棄物の種類等は事業者の提案としており、また、県と町等が締結する環境保全協定により変更されることも想定されるため、最終的には県と事業者で協議して決定することとしております。
7	入札説明書		県のサービス購入料	4	2	(1)	ク (イ)a (c)	「要求水準書(案)に関する質問への回答(平成28年5月31日栃木県)」No95で、電気透析処理の採用は必須でないこと、また「実施方針に関する質問への回答(平成28年5月31日栃木県)」No30で、電気透析処理以降の脱塩処理はサービス購入料の対象である旨、回答いただいておりますが、電気透析を含まない脱塩処理施設一式についてもサービス購入料の対象となると考えてよろしいでしょうか。	電気透析処理による脱塩機能と同等以上に純度の高い塩分を分離できるのであれば、電気透析処理を含まない設備であっても要求水準を満たすこととなるため、サービス購入料の対象といたします。

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
8	入札説明書		処理手数料収入	4	2	(1)	ク(ア)	処理手数料について、別紙1(p23)において『基準単価税抜き16,200円/t以下で提案すること』との記載がありますが、事業者側から見ますと当該提案基準単価が16,200円/tの上限が付されていることとなります。基準単価を設定する必要性(基準単価を上回った場合に一定割合を県へ納付する基準が必要等)は理解しておりますが、提案基準単価に上限を付すことになる条件となったお考えをご教示下さい。なお、平成28年5月31日公表別紙「本事業の基本的な考え方について」では、『埋立処理手数料については、経済・物価の動向、取引の実情等を踏まえ市場性や採算性を考慮し、事業者が任意に設定することを想定している。』とあります。	基準単価は、プロフィットシェアリングの対象額を算出するための単価であり、その額は、事業者の提案としています。ただし、提案額によってはプロフィットシェアリングの実効性が確保されないおそれもあることから、上限額を設定しています。なお、上限額16,200円/t(税別)は、近傍類似施設の処理手数料等を参考に、事業者の一定の利益確保、及び事業収支の健全性、また、県のサービス購入料の一定の回収を考慮し設定したものです。
9	入札説明書		処理手数料収入	4	2	(1)	ク(ア)	『処理手数料収入が一定基準以上得られた場合は、別紙1(p23)に定める一定割合を県へ納付』との記載があります。事業者にとって、長期に亘る事業参画へのインセンティブ、事業収支及び運営の安定化に当該割合は重要であります。別紙1では基準単価を上回った差額分に対する収入の原則3分の2を県に納付と記載されています。県への納付割合が大きく事業運営等に影響が大きいと思料しますが、3分の2となった根拠をご教示下さい。	プロフィットシェアリングの仕組みとしては、平成28年5月31日に公表した「実施方針に関する質問への回答」の中でお示した「事業の基本的な考え方」2ページに記載の【事業の仕組みの概念図】のとおり、事業者の一定の利益確保及び事業収支の健全性を踏まえた上で、一定の基準を超えた部分を県と事業者で配分しようとするものです。また、その配分割合を設定するに当たり、事業者の経営に対するインセンティブに配慮し、かつ、県のサービス購入料の一定の回収を考慮した結果、原則、県2/3、事業者1/3としたところです。なお、「事業の基本的な考え方」4埋立期間及び受入廃棄物に記載のとおり、施設稼働後に事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することとしております。
10	入札説明書		a 建設工事業務のうち・・・	4	2	(1)	ク(イ)	選定事業者の提案金額をもとにと有りますが、提案金額と異なることが有るのでしょうか。	別紙2「サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法」に示す改定がない場合は、提案金額を支払います。
11	入札説明書		a 建設工事業務のうち・・・	4	2	(1)	ク(イ)	サービス購入料a対象施設の整備費から「(ウ)国庫補助金及び県補助金」相当額を控除した金額が、予定価格を超過する場合、民間事業者にて事業性等の判断により予定価格の範囲内に金額を調整して提案するとの考えでよろしいでしょうか。	サービス購入料に対する入札価格は事業者の提案となります。なお、予定価格を超過した場合は失格となります。
12	入札説明書		b 不法投棄物撤去業務の対価	4	2	(1)	ク(イ)	選定事業者の提案金額をもとにと有りますが、提案金額と異なることが有るのでしょうか。	No.10の質問回答を参照ください。
13	入札説明書		国庫補助金及び県補助金	4	2	(1)	ク(ウ)	『選定事業者自らの申請により、・・・受けることを想定している。』との記載がありますが、要求水準書を満足すれば全額を受領できるとの理解でよろしいでしょうか？また、万が一補助金が全額受領できない場合には、不足分を県が補填するとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	前段については、要求水準を満たした上で、廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金交付要綱の交付対象施設であれば、交付対象となります。ただし、交付対象施設に対する補助金全額の交付を保証するものではありません。後段については、事業契約書(案)第7条第2項に、本事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合には、その負担について協議することができる。と規定しております。

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
14	入札説明書		国庫補助金及び県補助金	4	2	(1)	ク(ウ)	平成28年5月31日公表の別紙『本事業の基本的な考え方について』P3に、『国庫補助金及び県補助金について、補助対象事業費の1/4ずつ、合計約40～50億円程度と見込んでいる。』との記載があります。予定価格の算定に当たり、それぞれの補助金の具体的な想定金額をご教示下さい。	県が想定する補助金額約40～50億円程度とは、補助対象施設に対して、国と県が工事費の1/4ずつ補助した場合の金額であり、国と県が約20～25億円ずつ補助することを想定したものです。なお、この補助金は、対象施設の建設費が対象であり、不法投棄物撤去費に対しての補助金はありません。
15	入札説明書		国庫補助金及び県補助金	4	2	(1)	ク(ウ)	平成28年5月31日実施方針に関する質問への回答N0.39に『なお、国庫補助金は、国が必要と認める場合において概算払いを受けることができます。』との記載がありますが、国が必要であると認める条件・制約等をご教示下さい。	概算払いは、支出の特例であるため、資金不足により経営に支障がある場合に限定されます。なお、概算払いが必要になる場合は、協議とします。
16	入札説明書		入札参加に関する条件	6	3			本事業では設計業務と建設工事業務の兼務は妨げられないと理解しています。設計及び建設企業とは別に、工事管理企業を応募者に加える場合、工事監理企業が満たすべき参加資格要件とは、3-(3)-アに記載の設計企業についての参加資格要件を準用すればよろしいでしょうか？ご教示下さい。	入札参加者の参加資格要件(共通)を満たした上で、貴見のとおりです。
17	入札説明書		イ-1 土木(オ)	8	3	(3)	イ	技術者を専任として配置することとありますが、工事期間中と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
18	入札説明書		イ-2 建築(オ)	8	3	(3)	イ	技術者を専任として配置することとありますが、工事期間中と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
19	入札説明書		イ-3 水処理(エ)	9	3	(3)	イ	技術者を専任として配置することとありますが、工事期間中と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
20	入札説明書			10	3	(6)	ア、イ、ウ	文中参加資格要件を欠くようなどありますが、この参加資格要件とは、6ページの(2)入札者の参加資格要件(共通)をさすものと考えてよろしいですか。また、イ・ウの各期間に指名停止措置を受けても参加資格要件は欠かないと考えてよろしいですか。	前段については、6ページ3-(2)に記載の「入札参加者の参加資格要件(共通)」及び7ページ3-(3)に記載の「入札参加者の参加資格要件(業務別)」を指します。後段については、落札者決定日までは、指名停止措置を受けた場合、参加資格要件を欠くこととなります。よって、イの期間(提案書の提出締切りから落札者決定日まで)は、参加資格要件を欠くことになり、ウの期間(落札者決定日の翌日から事業契約成立日まで)は、参加資格要件を欠くことにはなりません。
21	入札説明書		入札手続きに関する事項	12	4			入札参加者が1グループであっても入札は成立するとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
22	入札説明書			12	4	(2)		質問が10月の1回のみとされていますが、2回目の機会を設けて頂けないでしょうか。	意見交換会を2回予定していますので、ご活用ください。
23	入札説明書		第1回意見交換会	13	4	(3)	イ	第2回にも該当しますが、意見交換(対話)の内容はすべて県HPにて公表されるとは限らないため、県及び入札参加者の間で議事録による確認が必要ではないでしょうか？ご教示下さい。	意見交換会の内容は、県と意見交換会参加者で議事録による内容の確認及び公表の可否について確認いたします。

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
24	入札説明書		第1回意見交換会	13	4	(3)	イ	第2回にも該当しますが、様式1-3『意見交換会の議題』の事前提出に加え、意見交換を円滑に進めるための当日の資料配付やPowerPointによるプレゼンはお認め頂けるのでしょうか？ご教示下さい。	認めることとしますが、詳細は意見交換会参加申込者に別途送付する実施要領で示します。
25	入札説明書		第1、2回意見交換会	13	4	(3)	イ、キ	意見交換会はどちらも参加グループと貴県が個別に実施する(他グループと共同ではない)との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
26	入札説明書		第1、2回意見交換会	13	4	(3)	イ、キ	2回の意見交換会を実施頂けることとなっておりますが、その対話の内容について、事後に公表することとなっておりますが、入札参加者のノウハウ等に係る内容が多くあるかと思っておりますので、その公表内容は事前に事業者を確認いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。(No.23の質問回答を参照してください。)
27	入札説明書		ヒアリング等	16	4	(3)	ケ	『入札参加者に対し、提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。』との記載がありますが、ヒアリングの内容・規模等(提案内容に関するプレゼンレベル、提案内容に関する質問レベル等)をご教示下さい。	提案内容を評価するため、馬頭最終処分場PFI事業者選定委員会による提案内容の確認の場としてヒアリングを行います。また、ヒアリングは、提案内容についてのプレゼンテーションと併せて実施いたします。なお、詳細は入札参加者に別途通知いたします。
28	入札説明書		予定価格	17	4	(4)		建設工事業務における施設の整備に係る費用の県負担分において、電気透析処理については処理後に生じる濃縮塩水を有効利用するために導入する設備も含んだものでしょうか。	貴見のとおりです。
29	入札説明書		予定価格	17				特定施設に係わる建設工事業務の対価 2,432,000,000円は、※ ウに記載の浸出水処理施設のうち高度処理に関するもの。 ・凝集膜分離(浸漬型膜処理) ・電気透析処理 とありますが、上記設備に係わる、機械、配管、電気、土木、建築工事に該当する価格であり、その他浸出水処理施設の各設備(生物処理等)は含まれないと考えてよろしいでしょうか。 また、電気透析処理には、乾燥処理も含まれると考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともに貴見のとおりです。なお、前段の土木、建築工事は、凝集膜分離、電気透析処理の設備に関わる部分のみであり、それ以外の設備、建屋は含まれません。
30	入札説明書		処理委託契約の契約	21	6	(4)		事業契約書第8条によれば、事業者は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可を取得することが求められている一方で、同第31条では事業者が許可を取得しない場合も想定されています。建設工事業務については事業者が建設業許可は受けることなく、事業者と建設企業間で建設工事請負契約を締結しているとの同様、不法投棄物の処理委託契約についても、当該業務を受託する企業が収集運搬業の許可を有していれば事業者が廃棄物処分量の許可を受けることは必須ではないとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	事業契約書(案)第8条第1項では、産業廃棄物処分業(最終処分及び中間処理)の許可取得が必要となります。第31条第6項については、貴見のとおり必ずしも事業者が収集運搬業の許可を取得する(又は有する)必要はありません。
31	入札説明書		処理委託契約の締結	21	6	(4)		SPCが、栃木県より廃棄物処分業の許可及び収集運搬の許可を受けるための条件を教えてください。	産業廃棄物処分業及び収集運搬業の許可基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に定めるとおりです。許可申請に必要な書類等につきましては、栃木県廃棄物対策課のホームページを御確認ください。

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
32	入札説明書		SPCへの出資比率	21	6	(5)		「なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。」とありますが、最大のものが同数で2社以上居た場合は、その内1社が代表企業なっても良いのか、または0.1%でも差が必要なのかご提示ください。	代表企業は、出資者中唯一の最大出資者としてください。
33	入札説明書		特別目的会社の設立	21	6	(5)		「また、すべての出資者は、(中略)県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。」とありますが、①金融機関が融資する際の担保として、SPCの株式を金融機関に譲渡予約等することについては承認して頂けるという認識でよろしいでしょうか。②また、同様に金融機関が融資する際の担保として、SPCの債権を金融機関に譲渡することは承認して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	①②ともに、事業契約書(案)第79条に基づく事前の承諾事項になりますが、最終的には担保権設定契約の内容により判断いたします。
34	入札説明書		融資金融機関との協議	21	6	(6)		金融機関(以下「融資金融機関」という。)と直接協議を行い、契約を締結する必要があることをあらかじめ承諾するものとする。とありますが、応募にあたっては構成会社や金融機関と契約内容を事前に確認する必要があります。公開していただけないでしょうか。	事業契約締結後に、融資金融機関の求めに応じて県が協議し、直接協定を締結する必要があることに対する承諾を求めるものであるため、県が事前に公表する性質のものではありません。
35	入札説明書		融資金融機関との協議	21	6	(6)		県と融資金融機関の直接協議が合意にいたらなかった場合、事業契約は成立しないとの理解でよろしいでしょうか。	県と融資金融機関との直接協議は、事業契約締結後に行われるものであり、事業契約の成否には影響しません。
36	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23	別紙1	(1)		『処理手数料は県の確認が必要』との記載がありますが、事業者が提示する処理手数料が条例に定める上限金額以下であることを確認する、あるいは、処理手数料の決定権限は事業者にあり県は金額を確認するのみ(特段の理由が無い限り拒否しない)等、確認方法について具体的にご教示下さい。	県は、事業者が決定する処理手数料を事前に確認しておきたいとの趣旨であり、特段の理由が無い限り事業者の提示どおりいたします。
37	入札説明書	別紙1	処理手数料収入	23	別紙1	(1)		処理手数料について、県の確認を経る過程で事業者の当初希望金額が修正されることはありますか。また、処理手数料の限度額はあるのでしょうか。	処理手数料は、事業者が決定することとしており、県が修正を求めたり、限度額を設定することはありません。ただし、相場の処理手数料と比して著しい乖離がある場合は、その理由を確認させていただく場合があります。
38	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23		(2)		基準単価は、埋立期間において原則固定と有りますが、どのような理由により改定の協議をして頂けますか。	平成28年5月31日に公表した「実施方針に関する質問への回答」の中でお示した「本事業の基本的な考え方」の4埋立期間及び受入廃棄物に記載のとおり、施設稼働後に事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている場合又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することとしています。
39	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23		(2)		『基準単価は、埋立期間において原則固定』との記載がありますが、どのような事態が生じれば見直して頂けるのかをご教示下さい。	No.38の質問回答を参照ください。

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
40	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23			(3)	原則3分の2を県に納付と有りますが、事業収支から比率を提案させて頂いてよろしいですか。また、埋立て期間中にどのような理由により改定の協議をして頂けますか。	No.9の質問回答を参照ください。ただし、平成28年5月31日に公表した「実施方針に関する質問への回答」の中でお示した「本事業の基本的な考え方」の4埋立期間及び受入廃棄物に記載のとおり、施設稼働後に事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている場合又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することといたします。
41	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23			(3)	「原則3分の2を県に納付する」について、納付割合を緩和頂けませんでしょうか。施設の運営リスクを負っている事業者の取得割合の方が少なく違和感があります。また、売り上げを伸ばそうとする事業者の意欲を削ぐ規定であり、PFIの独立採算事業の趣旨に合致しないため、納付割合は極力少なく設定頂きたく存じます。	No.9及びNo.40の質問回答を参照ください。
42	入札説明書	別紙1	基準単価	23			(4)	基準単価の上限を16,200円/tとした算定根拠を具体的に教えてください。	No.8の質問回答を参照ください。
43	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23			(4)	「税抜き16,200円/t以下(100円未満切り捨て)」について、設定金額を引き上げて頂けませんでしょうか。PFIの独立採算事業として行う以上、基準単価は、事業者がリスクに見合った利益を得られる水準に設定すべきと思慮しますが、周辺県の処理手数料を参考にしても低すぎる水準を思われます。	No.8の質問回答を参照ください。ただし、平成28年5月31日に公表した「実施方針に関する質問への回答」の中でお示した「本事業の基本的な考え方」の4埋立期間及び受入廃棄物に記載のとおり、施設稼働後に事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている場合又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することといたします。
44	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23				県への納付率 2/3、基準単価 16,200円/tと有りますが、この数字では事業採算が成り立たないと思われまます。提案や協議によりこの数字を修正することはお考えですか。	No.9、No.40、No.43の質問回答を参照ください。
45	入札説明書	別紙1	処理手数料収入の考え方	23				現在貴県におかれましては、最終処分事業者が支払う産廃税は課税していないようですが、今後産廃税導入の可能性はありますでしょうか。また、産廃税が導入されるのであれば、どのような課税方式となりますでしょうか。	現時点では、いわゆる産廃税導入の予定はありません。
46	入札説明書	別紙2	サービス購入料Bの算定方法	24			(1) イ	不法投棄物撤去業務を実施する構成員又は協力企業に支払う実費のほか、SPCの運営費等をサービス購入料Bに含めることは可能でしょうか。	不法投棄物撤去業務に関するSPCの諸経費であれば、含めることは可能です。
47	入札説明書	別紙2	基準金利	24			(1) ア	事業者を支払われる基準金利について、基準金利がマイナスの値になった場合は、ゼロが下限となる理解でよろしいでしょうか。また、その場合において、事業契約書の別紙2「サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法」に、基準金利がマイナスの値になった場合は、ゼロが下限となる旨の記載がされるでしょうか。	前段については、平成28年5月31日に公表した「実施方針に関する質問への回答」No.72の質問回答のとおり、基準金利がマイナス金利となった場合には、基準金利を0%とすることを基本として協議します。後段については、事業契約書に記載することは想定していません。

■入札説明書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
48	入札説明書		入札価格					入札価格の算定には、国庫補助金及び県補助金を控除した額とあります。本事業は、事業者(落札者)としては、当該国庫補助金及び県補助金の範囲を含めた事業であり、契約金額の対価に当該国庫補助金及び県補助金が含まれないことは、事業契約における契約当事者間の債権債務、本施設の所有権の引き渡し、事業者(特別目的会社としての)の損益計算書(様式7-3)等、様々な齟齬が生じるものと思料いたします。入札価格(=契約金額の対価)には、国庫補助金及び県補助金も含めていただくようお願いいたします。	国や県の補助金は、それぞれの要綱に基づき交付されるものであり、また、事業者の実施設計を踏まえ補助金の額が決定されることから、本事業の入札に含めて予定価格とすることはできません。なお、事業契約書(案)第7条第2項に、「交付対象施設に係る補助金の交付額が想定される一定金額を下回った場合、本事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合には、協議することができる。」と規定しております。
49			入札公告 入札方法	4	3	(5)		総価とは、特定施設に係る建設業務の対価+不法投棄物撤去業務の対価でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 具体的には、入札説明書の別紙2「サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法」を参照してください。
50			入札公告 価格評価点	5	4	(5)		最低評価価格とは、応札者の中で一番低い評価価格という意味でしょうか。	貴見のとおりです。
51			入札公告 価格評価点	5	4	(5)		最低基準単価とは、応札者の中で一番低い基準単価という意味でしょうか。	貴見のとおりです。
52			入札公告 価格評価点	5	4	(5)		評価価格及び基準単価に最低制限価格は設定されていますか。入札価格が低すぎると失格することがありますか。	どちらも最低制限価格は設定いたしません。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
1	要求水準書		その他特記事項	2	第1章	1.4		「本書内で「参考」としている項目は、技術的要件を満たした上で、提案を求めるものである。」とございますが、その際の技術的要件は「参考」とされているもの以外の、主に本文中に記載されている事項で、「参考」とされている表中の条件等は、基本的に民間事業者から提案可能との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	要求水準書		本施設の設計業務、建設工事業務	4	第1章	1.6.3	(1)	工の(ナ)には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可に関する業務も含まれますか。	設置許可申請は、県が行いますが、申請に必要な資料については、事業者が作成してください。
3	要求水準書		本施設の設計業務、建設工事業務	4	第1章	1.6.3	(1)	工の(ナ)の「その他」として想定されているものを具体的にお示し下さい。	本施設の設置及び運営に必要な全ての許認可申請及び協議となります。林地開発申請、開発行為申請、建築確認申請等の資料作成を想定しています。
4	要求水準書		事業期間	5		1.6.5		ただし、事情の変更があり必要な場合には、県と事業者の協議により、事業期間を変更できるものとするがありますが、事業期間が延長した場合には管理費等の費用はどのようになるのでしょうか	実施方針等の質問回答別紙「本事業の基本的な考え方」4埋立期間及び受入廃棄物に示すとおり、事業者の責めに帰すことができない埋立期間の延長に伴う運営・維持管理に係る追加費用については県が負担します。
5	要求水準書		受入廃棄物	6	1	7	2	「受入廃棄物は……事業者が追加等の提案をすることは妨げない。」とありますが、産業廃棄物の他に一般廃棄物・特別管理産業廃棄物を受入れることは可能でしょうか	受入廃棄物については、御質問の内容にも記載のとおり、県内から排出される産業廃棄物(中間処理施設から排出されるものを含む)を基本として、具体的な種類等は提案といたします。なお、第1回意見交換会で意見交換したいと考えております。
6	要求水準書		受入廃棄物	6	第1章	1.7.2		受入廃棄物および受入廃棄物中に含まれる放射性物質濃度の受入れ基準については、県と町等が締結する環境保全協定等により定めるとありますが、環境保全協定の締結はいつ頃なされる予定でしょうか。	搬入道路工事開始前に締結することを予定しています。
7	要求水準書		受入廃棄物	6	第1章	1.7.2		「なお、受入廃棄物は、県と町等が締結する環境保全協定等により変更する場合があります。変更に伴い追加的な費用が発生する場合は、県が合理的な範囲で負担する。」と記載いただいておりますが、受入廃棄物が増えた場合、追加的な費用が発生する場合だけではなく、受入を予定していた顧客先からの搬入分が減り、事業収支に悪影響を及ぼす可能性もございます。(特に受入廃棄物が削減された場合)その際にも、同様に貴県がご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、放射性物質濃度の受入基準についても同様に、通常の基準よりも厳しい場合等、追加的な費用等が発生する場合について、合理的な範囲で貴県が負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針等の質問回答の別紙「本事業の基本的な考え方」4埋立期間及び受入廃棄物に示すとおり、施設稼働後に事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することとします。またそれに伴い運営・維持管理に係る追加費用が生じる場合には、見直しの内容、追加費用の内容等に応じて、事業者の責めに帰すことができないものは県が負担します。
8	要求水準書		用水	7		1.7.5	(2)	上水は、搬入道路工事と併せて水道管を延伸する計画と前回の質疑時に回答があり、添付資料13 報告書第1編P.293～試算が記載されております。管理棟や浸出水処理施設との取り合い箇所及び配管口径をご教示ください。	水道管については、搬入道路No.26付近まで口径50mmで布設予定です。途中、設計基準水圧が確保できないことから、No.10付近に給水ポンプユニットを設置し圧送する予定です。取り合い箇所は、管理棟はNo.17付近、浸出水処理施設はNo.26付近となりますが、詳細については、工事着手前に調整したいと考えています。なお、県で施工する水道設備への電力供給(通常時及び停電時)及び電気通信等は、事業者が設置する受変電設備及び通報ユニット等から行うこととします。添付資料13の水道設備は概略試算のため、修正版を公表します。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
9	要求水準書		電気	7	1.7.5	(1)		「施設入り口部の適切な位置に第1柱を設け、引込する」と記載があります。県道から搬入道路沿いを架線で引き込むこととなるかと思われますが、電柱の設置等を考慮した搬入道路工事計画であると判断して宜しいでしょうか。また、施工可能な時期を教示願います。	搬入道路に、電柱を設置することは可能です。No.0～No.8の区間の電柱については、平成31年度に予定しているパイロット道路(工用仮設道路)の建設時に、設置することが可能です。No.8～の区間の電柱については、完成形の搬入道路築造工事と工程調整の上、設置することが可能です。
10	要求水準書		環境モニタリング調査	9	第1章	1.9		「騒音・振動」について、「(施設供用開始から埋立終了まで)敷地境界で工事騒音・振動の調査を行う。」との記載がありますが、これは不法投棄対策工事の騒音・振動調査の実施ということでしょうか。それとも施設稼働に伴う騒音・振動を対象としていますでしょうか。	本施設の稼働に伴うものを対象としています。なお、北沢不法投棄物撤去工事の環境モニタリングについては、要求水準書p89 4.4施工に関する特記事項に示すとおりです。
11	要求水準書		環境モニタリング調査	9	第1章	1.9		動物(生態系含)について、ロードキル等の発生状況を把握するとありますが、その把握方法や頻度等の想定をご教示願います。	毎日の目視による確認を想定しています。
12	要求水準書		法令	10	第1章	1.10	(1)	オ.土壌汚染対策法に基づく建設地の土壌の汚染の有無に関する調査は、実施済みでしょうか。実施されていれば、調査結果等を公表していただけますか。	土地履歴調査を実施した結果、既往での利用は確認されませんでした。土壌調査は実施しており、添付資料4 p4.4-1～3土壌に記載してあります。
13	要求水準書		自由提案施設の取り扱い	15	1.15	(3)		「自由提案施設を本施設とは独立して整備した場合には、施設を撤去し更地にし～、協議により、自由提案施設を県が無償で譲り受ける場合がある」と記載がありますが、例えば前処理施設など産業廃棄物の受け入れに当たり有益な施設の場合でも撤去が前提とお考えでしょうか。	事業期間終了後の自由提案施設の取扱いについては、施設の撤去を基本としますが、事業期間終了時に協議します。
14	要求水準書		設計図書	17	第2章	2.1.2	(2)	ここで言う「設計図書」とは県が実施した基本設計の図書を指すのでしょうか。	要求水準書p1 1.2用語の定義に記載のとおり、契約設計図書、実施設計図書、施工申請図書、工事関連図書、完成図書及び要求水準書の全てを指します。
15	要求水準書		試運転(2)	18				試運転の実負荷運転(水)とは、清水(上水又は、井水)と解釈してよろしいでしょうか。また、試運転期間は工期内において、7日以上を確保することと解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
16	要求水準書		施工の瑕疵担保	19	第2章	2.1.11	(3)	漏水検知システムの施工の瑕疵担保期間が10年と同種業務と比較長くなっています。漏水検知システムは設備であり、10年もの長期間、施工による瑕疵なのか、使用による瑕疵なのかの判別が難しくなることが想定されます。今回はBTO方式で事業者が維持管理等を適切に行うことが責務としてあることから、同種業務と同等5年間等に短縮いただけますでしょうか。	瑕疵の原因が施工あるいは使用によるものとしても、県としては10年間確実に機能する漏水検知システムを要求しておりますので、原案のとおりとします。
17	要求水準書		説明会等現地対応業務	24	第2章	2.1.16		地域住民等への工事着工前の説明会、工事中の進捗状況報告及び、建設現場見学者への対応等について、どの程度の頻度及び出席者をご想定でしょうか。	今後、地域の方々と調整することになりますが、年数回の開催を想定しています。
18	要求水準書		一般事項	26	2.3.1	(1)	キ	『予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、県と協議する。』との記載がありますが、調査と撤去費用は設計変更の対象であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	予期しない大規模な地中障害物が発見された場合の費用については、県と協議となります。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
19	要求水準書		2.3 施工に関する特記事項	26	2.3.1 共通事項	(1) 一般事項	キ	地中障害物や既設構造物が発見された場合とありますが、障害物や既設構造物が確認、特定されておられますか。	現時点で想定しているのは、埋立地の南東部にあるため池周辺の排水管です。
20	要求水準書		仮設工事等	27	第2章	2.3.1	(3)	アに最大10人程度が打合せできる共用スペースを確保することとありますが、当該スペースは事業者の会議等にも使用してもよろしいでしょうか。	事業者の使用も可能です。
21	要求水準書		仮設工事等	27	2.3.1	(3)	キ	『第三者の侵入を防ぐため、仮囲いを設置する。』と記載がありますが、設置範囲等は施工者にて計画して、承諾を得るとの考えでよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
22	要求水準書		2.3 施工に関する特記事項	27	2.3.1 共通事項	(3) 仮設工事等	キ	仮囲いを設ける とありますが、どの範囲をどのような囲いを想定されていますか。	No.21の質問回答を参照ください。
23	要求水準書		その他特記事項	27	第2章	2.3.2		要求水準書(案)に対する質問回答No.119により、処分場工事時期と重複した時期に搬入道路工事を実施するのご想定かと思えます。その際、本事業の発生残土(約23,000 m ³)の確保以外に、調整が必要な事項等ございますでしょうか。また、発生残土の確保についても、同時期に工事を実施する関係上、工程計画等により難しい場合も想定されます。その際は合理的な範囲内で調整いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、各種施設と搬入道路の設計内容、電気・電話・水道の位置及び取り合い及び各種検査等を含めた工事工程等の調整が必要になると想定しています。 後段については、工事が円滑に進められるよう県と事業者が協力して工程調整するものと考えています。
24	要求水準書		その他特記事項	27	2.3.2	(4)		『その他必要となる覆土材料については、事業者により確保する。』との記載がありますが、場外からの建設残土等を流用して良いとの考えてよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。事業者において、確保してください。なお、場外からの建設残土等を利用する場合には、採取元を明らかにするとともに、土地の履歴等から汚染のおそれがない土を確保してください。
25	要求水準書		2.3 施工に関する特記事項	27	2.3.2 その他特記事項	(3)		工事で発生する残土のうち、約23,000m ³ はとありますが、残土が発生しない場合はどのように措置されるかお教えてください。	残土については、県の搬入道路工事(完成形)の盛土材として計画していますので、事業者は約23,000m ³ を確保してください。
26	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	28	2.4.1 造成工事	(2) 実施設計時の技術的要件	ア	切盛土量の収支を考慮した形状とありますが、基本設計ではいかがお考えですが、大変不足すると思われます。また、基本設計でお考えの土量変化率をお教えてください。	前段については、切盛土量の収支を考慮した形状としています。なお、土量収支は、添付資料5図面一式を参照ください。 後段については、土量変化率は軟岩(I)の値を採用しています。
27	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	30	2.4.2 貯留構造物工事	(2) 実施設計時の技術的要件	ク	補強土壁の仕様について何か指針、規定があればお教えてください。	道路土工-擁壁工指針等に基づき設計してください。 詳細については、事業者の提案に委ねます。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
28	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	30	2.4.2 貯留構造物工事	(2) 実施設計時の技術的要件	キ	沈下に対する安全性を確保できる設計と有りますが、許容沈下量などを規定する基準値のお考えがあれば教えてください。	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」の貯留構造物に記載のある基準書に基づき、沈下量を設定してください。
29	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	30	2.4.2 貯留構造物工事	(2) 実施設計時の技術的要件	ケ	廃止時に自然放流できる構造と有りますが、基本設計においてはどのようにお考えになっておられますか。	施設廃止後の浸出水は、浸出水ピットから地下水集水ピットに導水する計画となります。詳細については事業者の提案に委ねます。
30	要求水準書		実施設計時の技術的要件	30	第2章	2.4.2	(2)	ケにおいて、廃止後に自然放流する「放流先」をお示し下さい。	備中沢を計画しています。
31	要求水準書		地下水集排水工事	32	2.4.3	(2)	ウ	「地下水の水質の異常時には、浸出水調整槽に送水し～」と記載がありますが、地下水量はどの程度を見込めば良いのでしょうか。	地下水の流入水量については、井戸取水量式から0.023m ³ /s程度を想定していますが、設計計画に当たっては、事業者の提案に委ねます。
32	要求水準書		地下水集排水工事	32	2.4.3	(2)	ウ	「本施設を廃止する時点で浸出水を自然放流する際には、地下水集水ピットをとおる構造とする」と記載がありますが、本工事において浸出水から地下水ピットまでの放流配管を見込む必要はあるのでしょうか。	浸出水ピットから地下水集水ピットへの配管を計画・施工してください。
33	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	32	2.4.3 地下水集排水施設工事	(2) 実施設計時の技術的要件	ウ 地下水集水ピット(オ)	廃止時に自然放流する際には、地下水集水ピットを通る構造と有りますが、基本設計においてはどのようにお考えになっておられますか。	No.29の質問回答を参照ください。
34	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	34	2.4.4 遮水工事	(2) 実施設計時の技術的要件	(ウ)	保護土は放射性物質を吸着する材料と有りますが、基本設計においては発生土を流用されるお考えですか。	基本設計では、遮水シートの破損を考慮し購入土で計画しています。なお、発生土の状況により使用も可とします。
35	要求水準書		2.4 施設に関する技術的要求水準	34	2.4.4 遮水工事	(2) 実施設計時の技術的要件	(エ)	土質系遮水材(ベントナイト碎石)と有りますが、この材料は大きな面積および法面の施工が大変難しく施工不良が懸念されます。同性能のものに変更する協議をお願いします。	土質系遮水材(ベントナイト碎石)は技術的要件となっているため、原案のとおりとします。
36	要求水準書		表面遮水工破損検知設備	34	2	2.4.4	(2) イ(ウ)	『早期に遮水シート………漏水が検知できる機能を有するものとする。』との記載がありますが、上層遮水シート及び下層遮水シートの両方ともに検知システムを設置することが必要であるとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
37	要求水準書		防災調整池	38	2.4.5	(2)	ウ(ア)	『防災調整池は、放流する下流河川(備中沢)の狭窄部で対象流量を流下できるよう設計する。』との記載がありますが、下流河川の狭窄部の河川測量は既の実施されているものと考え、狭窄部の断面での検討を行って設計するとの考えでよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。 詳細については、添付資料6雨水排水計画図を参照ください。
38	要求水準書		水張り試験	41	2.4.6	(4)	エ(ウ)	『水張り試験の水は、湛水を基本とする。』との記載がありますが、現地に発生する沢水や湧水の使用を考えてもよろしいでしょうか？ご教示下さい。	現地に発生する沢水や湧水の使用も可とします。
39	要求水準書		技術的要件	47	2.4.9	(2)	ア- (イ)	『水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の特定有害物質使用施設に該当する』との記載となっておりますが、水質汚濁防止法では、廃棄物の最終処分場については特定施設に該当していません。どの法律条項に該当されるのか御教示ください。	不法投棄地内の浸出水を最終処分場の浸出水処理施設で処理することが、廃棄物処理法施行令第7条第6号の中和施設(50m ³ /日超)に該当します。 この施設が、水質汚濁防止法施行令第1条別表第1の施設番号71の4の特定施設に該当することから、同法の有害物質使用特定施設及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の特定有害物質使用施設に該当します。
40	要求水準書		実施設計時の技術的要件	47	2.4.9	(2)	ア	「計画原水水質は、既存の最終処分場の事例を参考に、受入廃棄物の質・量を考慮し設定する」と記載がありますが、P.48(3)設計緒言に記載の水質を下回ったとしても設定根拠があれば、要求水準未達にはならないと考えて良いでしょうか。	貴見のとおりです。 設定根拠を明確に示してください。 また、散水量や処理能力の決定にあたっては、廃棄物の早期安定化を考慮してください。
41	要求水準書		実施設計時の技術的要件	47	2.4.9	(2)	ア	塩類の有効利用に関して、発生量を考えてと栃木県殿の御協力が不可欠であると考えられます。関係機関への利用推進等ご協力頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	生成される塩の性状にもよりますが、関係機関へ利用推進等を働きかけることは考えています。
42	要求水準書		実施設計時の技術的要件(オ)	47			ア	事業者により計画される受入廃棄物の質・量により計画原水を設定するとありますが、受入廃棄物の性状に合わせ、浸出水処理フローの変更は可能でしょうか。	基本設計の浸出水処理フロー機能と同等以上で、純度の高い塩分と分離できるのであれば提案は可能です。
43	要求水準書		実施設計時の技術的要件(ケ)	47			ア	発生する塩類は、有効利用方法を提案するとありますが、乾燥前の濃縮液(塩)からの有効利用も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
44	要求水準書		設計諸元	48	2	4	9	計画原水水質(参考)が大幅に悪化した場合のリスクは発注者側との理解でよろしいでしょうか？	計画原水水質は事業者の提案によるため、事業者のリスクとなります。
45	要求水準書		設計諸元	48	2	4	9	浸出水処理水量:100m ³ /日(参考)とありますが、処理水量を限りなく少なく想定し設計した場合、実施設計時の技術的要件を満たさない場合がありますでしょうか？	浸出水処理水量は、事業者の提案に委ねます。埋立物の早期安定化の考えを明確にした上で設定してください。
46	要求水準書		設計諸元	48	2.4.9	(3)	ア	浸出水処理水量:100m ³ /日(参考)とありますが、①埋立終了後2年での安定化を目標、②無機物は液固比3.00(基本設計書P49記載)、に基づいて算出した場合、処理水量規模が(参考)値の3倍以上と、あまりにもかけ離れた値となります。(参考)値の算出根拠である基本設計書p50では、①安定化期間:埋立終了後10年、②無機物の実質液固比:1.61で算出されているため。)事業者の判断を逸脱した乖離と恐れられます。「処理水量(参考)」、「管理期間終了時の計画目標水質」、「目標安定化期間」等の再確認をお願いします。また、その結果を御教示下さい。	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に基づいて算定しています。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
47	要求水準書		プラント設備工事の技術的要件	49	2.4.9	(4)	(ク)	「用水は、本施設の受水設備から送水し。」と記載がありますが、受水設備は、浸出水処理施設内に設置するという理解でよろしいでしょうか？	本施設の受水設備とは、県により浸出水処理施設周辺まで配管した上水道管のことを指し、事業者はその配管端部より送水し、給水ユニット等で安定して供給できるものとしてください。なお、給水ユニット等の給水設備設置場所は浸出水処理施設の内外は問わないものとします
48	要求水準書		設計諸元	49	第2章	2.4.9	(3)	イおよびウが参考扱いとなっていますが、設計条件として計画原水質および処理水質をお示し下さい。	想定する受入廃棄物によって計画原水水質が決まるため、事業者の提案とします。また、処理水質については、処理水の水質は廃棄物の安定化を阻害せず、設備などに悪影響を与えないよう、提案してください。なお、要求水準書p82 3.4.11(2)エに示す浸出水原水水質を目標として設定してください。
49	要求水準書		設計諸元	49	第2章	2.4.9	(3)	ウにおいて処理水の水質が参考扱いとなっていますが、処理水質について県からの要求水準はないのでしょうか。	No.48の質問回答を参照ください。
50	要求水準書		処理水の水質(参考)	49			ウ	BODの計画目標水質が、3mg/L以下とありますが、散水用水として再利用する適切な水質設定としてもよろしいでしょうか。(例 BOD 10mg/L以下)	No.48の質問回答を参照ください。また、設定根拠を明確に示してください。
51	要求水準書	添付資料3 基本設計書第1編 最終処分場	浸出水量・散水量的設定	50	4-6	(2)	エ	浸出水量・散水量の算定において、埋立期間中を3つの期間に分け、該当期間中の廃棄物量のみに対し液固比を設定し、かつ安定期間を含めた全ての期間の液固比を合計して全体の液固比(無機物だと3.00)としておりますが、各々の期間の廃棄物はその期間に埋立処分した個別のものであり、液固比を合計するのは間違いと思われる。例えば埋立期間8~12年目の無機廃棄物を対象とした液固比は、埋立期間0.990+廃止期間0.624=1.61 と考えます。p49で設定した液固比3.0とは異なった液固比1.61を用いて浸出水量・散水量を算定された理由を御教示下さい。	No.46の質問回答を参照ください。
52	要求水準書		土木・建築工事の技術的要件	50	2.4.9	(5)	ア	「電気室には、高圧受電盤、コントロールセンター、補助継電器盤等を設置し、～」とありますが、機能上問題がなければ他方式にて提案しても宜しいでしょうか。	機能上問題がなければ提案を可とします。
53	要求水準書		土木・建築工事(エ)	50			ア	電気室には、コントロールセンターの配置とありますが、プラントの動力設備は、通常の動力制御盤方式とし、場合により現場の動力制御盤による制御を採用してもよろしいでしょうか	制御は現場盤で行うことを可としますが、異常警報等に関してはコントロールセンターへ送れるようにしてください。
54	要求水準書		電気工事(エ)	50				地下水ビットに設置する揚水ポンプ等は～の、記載がありますが、地下水ビットは馬頭処分場基本設計書P66 図4-11-1に示す、検水ビットと解釈してよろしいでしょうか。また、揚水ポンプの送水先は、浸出水処理施設の散水用水貯槽と考えてよろしいでしょうか。	前段については、貴見のとおりです。 後段については、地下水集水ビットに設置する揚水ポンプの送水先は、浸出水処理水貯留槽とし、必要に応じて散水利用してください。 万が一、地下水の水質の異常が確認された場合には、浸出水調整槽に送水し、処理できる構造としてください。
55	要求水準書		計装設備工事(エ)	50			ウ	汚泥の重量等を把握できる設備とありますが、脱水ケーキホッパで重量を計測すると解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
56	要求水準書		土木・建築工事(サ)	51			ア	水槽有効容量は、必要容量に対し最大1.2倍程度を原則とありますが、調整槽は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、浸出水調整槽の容量は、浸出水処理水の10日分を計画してください。
57	要求水準書		管理棟工事	53	第2章	2.4.10		管理棟と浸出水処理施設の合築・別築は事業者からの提案事項との認識でよろしいでしょうか。	別築を基本としますが、浸出水の漏水リスクや維持管理機能を維持できることを前提に合築を可とします。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所			質問内容	回答	
				頁	大項目	中項目			小項目
58	要求水準書		管理棟工事	53	第2章	2.4.10		県職員の事務室に関連し、要求水準書に対する質問回答No.109において、貴県の職員が数名程度執務されることを想定されているとのことですが、執務内容としては、主に本事業のモニタリングならびに見学者対応等でしょうか。	事業のモニタリングや見学者対応に加え、住民監視システムの運営、住民相談対応、不法投棄撤去工事監督等を想定しています。
59	要求水準書		エ パンフレット作成	54	第2章	2.4.10	(2)	工事概要説明用パンフレットの必要部数をご教示ください。	1,000部程度想定しています。なお、不足する場合は増刷をお願いします。
60	要求水準書		設計諸元	56	2.4.12	(3)		計量棟と管理棟は、個別に設置するという理解でよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
61	要求水準書		実施設計時の技術的要件	63	2.4.19	(2)	ウ	『樹種・樹高等を記載した植栽配置計画書を作成』との記載がありますが、これは、造成森林を指しているものと判断してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
62	要求水準書		植栽工事	63	第2章	2.4.19		森林率は概ね25%以上とのことですが、森林率として計上される樹種や樹高等について規定はございますでしょうか。	栃木県「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」を参照ください。
63	要求水準書		完工確認	64	2.5			「供用開始後、浸出水原水水質が計画原水水質と同程度となった段階で、性能試験を実施する」とありますが、水質が所定の濃度とならない場合、何年を目処に性能試験を行うことをお考えでしょうか。	供用開始後の状況を見て協議とします。
64	要求水準書		最終覆土作業	74	3.4.3	(2)	ア	最終覆土施工以降の2年間の運転管理においては、処分場安定化のための散水は、キャッピング下部に設置する給水(散水)設備に切り替えるという理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
65	要求水準書		最終覆土作業	74	3.4.3	(2)	イ	「最終覆土計画は、県による別途検討する跡地利用計画に配慮した計画とする」と記載がありますが、最終覆土まで本工事と考え、その他利用に伴う改造費などは不要と判断すれば宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
66	要求水準書		浸出水処理施設等運転管理業務	74	3.4.4	(4)		「常時モニタリング(pH,EC,塩化物イオン濃度等)を実施するとありますが、」モニタリング項目は維持管理に必要な項目にて、決定しても宜しいでしょうか。	pH,EC,塩化物イオン濃度については、常時モニタリングを原則とします。常時モニタリングにおける、その他の測定項目・方法・頻度については提案に委ねます。
67	要求水準書		本施設の運転状況に関する情報の公表	79	3.4.7	(7)	エ	ケーブルテレビによる埋立情報の提供とは、具体的にどのような手法をお考えでしょうか？	詳細については今後検討します。なお、環境モニタリング結果や維持管理状況など県ホームページで公表する内容や、処分場の映像などをケーブルテレビに提供することを想定しています。
68	要求水準書		本施設の運営状況に関する情報の公表	79	第3章	3.4.7	(7)	県ホームページ、ケーブルテレビ、住民による監視システムへの情報提供が規定されていますが、どの程度の頻度での情報の更新を想定されていますでしょうか。全て同時期での一斉の情報更新との認識でよろしいでしょうか	詳細については今後の検討します。なお、県ホームページで公表する内容は月1回程度の情報更新を想定しています。
69	要求水準書		見学者対応支援	80	第3章	3.4.9	(2)	見学者対応支援が規定されていますが、見学者数の年間想定及び頻度をご教示ください。	月5回程度の開催(年間見学者数約1000名)を想定しています。なお、見学者対応は基本的に県が行いますが、現場での説明は事業者をお願いします。
70	要求水準書		埋立終了後の管理業務	81	第3章	3.4.11		埋立終了後の管理業務として、2年間の管理が規定されていますが、仮に埋立期間が12年に満たなかった場合においても、2年間で完了(事業終了)との認識でよろしいでしょうか。	埋立終了後の管理業務は、埋立期間の早期完了あるいは期間延長のいずれにおいても2年間となります。

■要求水準書質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
71	要求水準書		実施設計時の技術的要件	90	第4章	4.5.1	(2)	シにおいて、浸出水をろ過する機能とありますが、設計条件として、想定されている浸出水原水質と目標処理水質をお示し下さい。	施工方法と添付資料11の水質を基に、本施設に整備する浸出水処理施設において処理可能な水質となるよう設定してください。
72	要求水準書		4.5 不法投棄物撤去こうじに関する技術的要求水準	90	4.5.1 汚染拡散防止対策工業務	(2) 実施設計時の技術的要件	ケ	基本設計において 鉛直遮水工 はシートパイルをお考えのようですが、試験施工等で施工および止水が不可能なことが判明し、代替案の工費が増大した場合、協議して頂けますか。	施工及び止水が可能な施工方法の提案をしてください。 なお、実施設計を県が承諾後、不測の事態が発生した場合には県の負担となります。
73	要求水準書		4.5 不法投棄物撤去こうじに関する技術的要求水準	90	4.5.1 汚染拡散防止対策工業務	(2) 実施設計時の技術的要件	ケ	不法投棄地の表面を遮水工で覆うと有りますが、仕様、基準等有ればお教えてください。	土木用遮水シート(1.5mm程度)を計画していますが、詳細については事業者の提案に委ねます。
74	要求水準書		4.5 不法投棄物撤去こうじに関する技術的要求水準	91	4.5.2 不法投棄物撤去・運搬業務	(3) 施工時の技術的要件	ア	埋立不適物の選別と有りますが、分析を要する撤去物の分析頻度(例えば、1回/100m3とか)はどのようにお考えですか。	事業者の提案に委ねます。
75	基本設計図参考図							浸出水処理施設の敷地面積は、最大 25mW×45mLとし、建築構造(鉄骨又は、RC等)は提案によるものと解釈してよろしいでしょうか。	建築構造の指定はありませんが、周辺の景観や被覆施設及び管理棟等に調和した施設としてください。

■様式集質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
1	様式集		書式等	1	1	(1)	ウ (エ)	金融機関のタームシート、県内企業の関心表明書、リスクアドバイザーによるリスク・保険評価書の添付はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
2	様式集		各様式の記載要領	1	1	(1)	エ (イ)	Excel及びWordのバージョンのご指定があればご教示下さい。	バージョンは2013で読み込みできるものとしてください。
3	様式集		入札参加資格の確認審査に関する提出書類	2	2	(2)		(3)及び(4)にも該当しますが、企業の名称又は商号、所在地、代表者について、本社あるいは栃木県の入札有資格者名簿への登録内容の何れを記載すればよろしいでしょうか？あるいは、応募者の判断に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	栃木県の入札資格者名簿への登録内容を記載してください。
4	様式集		入札参加資格の確認審査に関する提出書類	2	2	(2)		様式2-5から2-9に共通しますが、添付書類No.3の貸借対照表と損益計算書は、連結、単体の何れを提出すればよろしいでしょうか？ご教示下さい。	単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
5	様式集		入札参加資格の確認審査に関する提出書類	2	2	(2)		様式2-5から2-9に共通しますが、納税証明書については最近1年間の未納がないことを証明するものとして『その3-3』を提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
6	様式集		入札参加資格の確認審査に関する提出書類	2	2	(2)		様式2-6に添付する実績を証する書類として、契約書の写しあるいは協定書の写しに代えて、CORINSの登録内容確認書を提出することはお認めいただけるのでしょうか？ご教示下さい。	CORINSの登録内容確認書において必要な実績が記載されている場合は可とします。
7	様式集		(ア)会社名対応表	3	2	(4)	エ	構成員・協力企業の社名は正本・副本とも伏せるとのことですが、関心表明書を記載いただいた企業については、企業名を記載いただくこともよろしいでしょうか。(宛名は与えられたグループ名等を記載することとします)	貴見のとおりです。ただし、宛名に限らず、構成員・協力企業が類推されないよう、該当部分は参加資格審査結果通知書に提示する受付番号を用いるなど行ってください。
8	様式集		(イ)設計図書	4	2	(4)	エ	⑦防災調整池の性能が確認できる資料とは、どのようなものを想定していますか。図面でしょうか。	容量計算書及び図面を想定しています。
9	様式集		委任状(受任者宛)		様式2-4			本様式は、委任者は代表企業、受任者は代表企業内の代理人としてご提出するとの認識でよろしいでしょうか。参加グループで1枚の提出でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	様式集		設計業務の実績等		様式2-5~9			配置予定者について、現段階で複数いる場合は、複数の配置予定者を記載してもよろしいでしょうか。また、設計業務の配置予定技術者については、技術士と一級建築士の2名を記載する可能性もありますが、その際には適宜枠を追加して記載してもよろしいでしょうか。	前段については、複数の配置予定者の記載を可とします。後段については、適宜枠を追加して記載してください。
11	様式集		長期収支計画		7-3	その1		損益計算書において、県への納付額を計上する事になっていますが、ここで計上した数値はあくまで計画時のものであり、実際の年度毎での実績平均額と基準単価との差額で納入すると考えであり、ここに記載した額を保証するという意味ではないと考えますがよいでしょうか	貴見のとおりですが、収入の考え方の妥当性については、評価の対象となります。また、実際の運営において提案内容との乖離が著しい場合には、原因等について説明を求める場合があります。

■落札者決定基準質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
1	落札者決定基準		基礎審査	2	2	(4)	ア	提案内容が要求水準を満たしていない場合は、失格とする。とありますが、その場合、応募者にその内容を説明するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	落札者決定基準		基礎審査	3	2	(4)	ア	入札書類に記載された内容が、要求水準書を満たしていることを確認する。提案内容が要求水準を満たしていない場合は、失格とする。とありますが、失格でない場合は、提出書類の全てにおいて要求水準を満たしていない項目は無いとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、基礎審査後においても、要求水準未達事項が判明した場合は、失格となります。なお、契約締結後に判明した場合には是正を求めます。
3	落札者決定基準		性能審査	3	2	(4)	イ	『また、性能審査に当って、入札参加者に対するヒアリングを実施する。』との記載がありますが、ヒアリングの内容・規模等(提案内容に関するプレゼンレベル、提案内容に関する質問レベル等)をご教示下さい。	提案内容を評価するため、馬頭最終処分場PFI事業者選定委員会による提案内容の確認の場としてヒアリングを行います。また、ヒアリングは、提案内容についてのプレゼンテーションと併せて実施いたします。なお、詳細は入札参加者に別途通知いたします。
4	落札者決定基準		性能審査	3	2	(4)	イ	性能審査の評価点は、採点基準等に基づく絶対評価でしょうか。それとも提案者を見比べた相対評価でしょうか。	絶対評価で行います。
5	落札者決定基準		(イ)審査	4	2	(4)	ウ	a サービス購入料の評価について、「最低評価価格」とは、本件入札参加者中で最低の者の評価価格との認識でよろしいでしょうか。同じく、b プロフィットシェアリングの評価において、「最低基準単価」とは、本件入札参加者中で最低の者の基準単価(入札説明書別紙1で定める16,200円/tではない)との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	落札者決定基準		基準単価	4	2	(4)	ウ	仮に、16,200円/tを上回る基準単価を提案した場合には失格となるのでしょうか。	入札説明書No.8の質問回答を参照ください。
7	落札者決定基準		地域経済・地域コミュニティとの関わり方	5	別紙	④		資金調達(アレンジメント)や資金管理(エージェント)について、県内金融機関を活用する点については、④において評価対象となる認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

■基本協定書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
1	基本協定書(案)		代表企業	2	第3条	3	(1)、(2)	事業の途中で、最大出資者を変更することにより、代表企業を変更することは認められますか(例:設計・建設期間は建設会社、運営・維持管理期間は運営会社がそれぞれ代表企業を務める等)。	事業の安定性を確保するために、認めない方向です。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事業の安定性を損なわない場合に限り、県の承諾を前提として、認めます。
2	基本協定書(案)			4	第6条	3	(2)	文中 参加資格要件を欠くようなと有りますが、この参加資格要件とは、入札説明書6ページの(2)入札者の参加資格要件(共通)をさすものと考えてよろしいですか。 また、基本協定書締結後に指名停止措置を受けても参加資格要件は欠くことはなく本号には該当しないと考えてよろしいですか。	前段については、参加資格要件(共通)と(業務別)をさします。後段については、貴見のとおりです。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
1	事業契約書(案)		事業場所	3	第5条	1		不法投棄地に含まれる民有地について、位置、面積、所有者等の情報をご教示下さい。	不法投棄地に含まれる民有地の地番は、次のとおりです。なお、所有者については、個人情報であるため、法務局で確認ください。 ・那珂川町大字小口字北沢606-3、606-6、606-11、606-12、606-13、723 ・那珂川町大字小砂字野上3117-1
2	事業契約書(案)		補助金	3	第7条	2		『補助金の減額リスクが事業者負担』との記載がありますが、本事業では事業者が補助金申請業務を行うとは言え、金利変動リスクを超える資金調達リスクを事業者が負うことは資金調達が困難になるばかりか、事業の安定性を損なう懸念があるため、補助金交付があるPFI事業では、補助金減額リスクは公共が負担することが一般的です。本事業においても、公共負担への変更を強く要望致します。	原案のとおりとします。ただし、本事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合には、その負担について、協議します。
3	事業契約書(案)		補助金	3	第7条	2		当該一定の金額の補助金の交付を保証するものではない。事業者は、事業者が国又は県の補助金の交付を受けた実額が交付を受ける想定額と異なる場合(国又は県の補助金の全部又は一部の不交付を含む。)でも、別紙2(サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法)に定めるサービス購入料の支払金額及び支払方法が変更されないことに同意する。 とありますが、応募者としては、大きなリスクです。県及び国が想定している補助金額をお示しください。	補助金の想定については、実施方針に関する質問への回答別紙「本事業の基本的な考え方について」に記載のとおり、約40～50億円程度と見込んでいます。なお、補助金については、事業者自らの申請により交付を受けることになるため、提案時の補助金額の詳細については、「廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金」(環境省)の交付要綱を確認し算定してください。
4	事業契約書(案)		補助金	3	第7条	2		「本事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合」について、「本事業の遂行に支障をきたすおそれがある場合」に変更頂けませんでしょうか。 「県は…当該申請に基づく一定の金額の補助金の交付に努めるものとする…」の規定の趣旨に基づき、交付を受けた実額が想定額と異なり事業の遂行に支障がある場合は、協議を開始させて頂きたく存じます。	No.2の質問回答を参照ください。
5	事業契約書(案)		許認可及び届出等	4	第8条			建設工事業務であれば、事業者は建設業法に基づく許可を取得せず、建設企業が建設工事業務を受託していることと同様に、産業廃棄物処分業の許可を有する運営・維持管理企業が運営・維持管理業務を受託することから、事業者が産業廃棄物処分業の許可を取得しないことの容認を要望します。	最終処分場については、事業者が産業廃棄物処分業(最終処分及び中間処理)の許可を取得する必要があります。
6	事業契約書(案)		契約保証金	4	第9条			本施設の竣工引渡し後も引き続き、事業期間終了まで本条で規定の建設工事業務における履行保証と同一の内容の保証を損保会社が引き受けられない可能性が想定されます。事業期間中の業務内容に応じた保証への見直しを要望します。	事業契約書において修正し、契約保証金の維持期間を不法投棄物撤去業務に係る本工事の工事目的物の引渡しが完了するまでとします。また、契約保証金の額を第66条第1項第1号及び第2号に掲げる損害賠償額(第2号に掲げる「本施設専用利用権の買取額」は除く。)と同額とします。
7	事業契約書(案)		契約保証金	4	第9条			第66条(損害賠償)と契約保証の金額が整合していない特段の理由があるのでしょうか?第66条に合わせた保証期間及び保証内容への見直しを要望します。	No.6の質問回答を参照ください。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
8	事業契約書(案)		履行保証保険	4	第9条	1	(5)	履行保証保険の締結日は、議会の議決を得て事業契約が成立した日によろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
9	事業契約書(案)		履行保証保険	4	第9条	1	(5)	期限の異なる複数の履行保証保険を付保することは可能でしょうか。その場合にも、第9条の契約保証金の納付の主旨を踏まえたものとなっています。	第9条の内容を満足するものであれば、複数の保険によることも可能です。なお、No.6の質問回答を参照ください。
10	事業契約書(案)		履行保証保険	4	第9条	1	(5)②	建設企業が保険契約者となって履行保証保険を付保する場合、事業者が被保険者となり、県が保険金請求権に対して質権設定する方法が通常の契約形態ですが、この方法でもよろしいでしょうか。	事業契約書に記載のとおり、県を被保険者としてください。
11	事業契約書(案)		履行保証保険	4	第9条	1	(5)②	維持管理期間中の履行保証保険に対する損保各社の対応はネガティブです。一方で、運営・維持管理期間中の契約保証金の納付は多額となりコストアップ要因となりかねないことから、設計、建設期間終了後の契約保証金は免除していただけないでしょうか。	No.6の質問回答を参照ください。
12	事業契約書(案)		契約保証金	4	第9条	2		事業期間終了まで施設整備等基準額の10分の1以上の契約保証金が求められていますが、本工事の工事目的物の引渡後、当該施設の特定施設整備費相当額は施設整備等基準額から控除できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.6の質問回答を参照ください。
13	事業契約書(案)		契約保証金	4	第9条	2		事業期間終了まで施設整備等基準額の10分の1以上の契約保証金が求められていますが、不法投棄物撤去業務完了後、当該サービス購入料(不法投棄物撤去業務の対価B)は施設整備等基準額から控除できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.6の質問回答を参照ください。
14	事業契約書(案)		契約保証金	4	第9条			施設整備等基準額の10分の1以上を事業期間全体に渡って保証する内容は過大な条件ではないでしょうか。保証事業会社による保証や履行保証保険は、原則として工事期間中の保証に対応するものであり、運営期間中の保証に対応できない可能性があります。	No.6の質問回答を参照ください。
15	事業契約書(案)		設計業務	5	第10条	3		設計業務の着手に先立ち、設計業務の責任者、主任技術者、組織体制の届出に加え、建設工事業務の現場代理人、監理技術者又は主任技術者、主要な従事者又は作業者の経歴書及び職務分担表の提出が求められています。提案段階で現場代理人等の候補者は選定しますが、実施設計締結直後、設計業務の着手時点では、その他の技術者も含めて建設工事業務の体制は確定していないため、現場代理人等については、当該業務実施前に変更することの容認を要望します。	実施設計業務の着手時に提出いただく建設工事業務の現場代理人等の変更は、原則認めません。ただし、当該現場代理人等の異動、退職、死亡、傷病等のやむを得ない事情がある場合には、認めます。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
16	事業契約書(案)		設計業務	6	第10条	7		第12条第2項及び第13条第2項に『本契約、本入札説明書等又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、当該書類及び図面等の受領後、当該判断に合理的に必要な日数内に、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上で、(中略)是正を指示することができる。』との記載があります。第21条第1項にも該当しますが、平仄を合わせるため、『当該判断に合理的に必要な日数内に、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上で』の追記を要望します。	事業契約書において修正します。
17	事業契約書(案)		契約設計の完了確認	7	第12条	3		契約設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する。とありますが、県の行う確認とは、どのような内容でしょうか。また、県が設計図書に対して行わない確認事項はありますか。	主に事業契約書第12条第2項の規定の内容について確認します。
18	事業契約書(案)		実施設計の確認・完了確認	7	第13条	3		実施設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する。とありますが、県の行う確認とは、どのような内容でしょうか。また、県が設計図書に対して行わない確認事項はありますか。	主に事業契約書第13条第2項の規定の内容について確認します。
19	事業契約書(案)		本工事に伴う近隣対策	10	第16条	4		「近隣対策により事業者が生じた損害、損失または費用については、事業者がこれを負担するものとする。」とありますが、近隣合意の取得については県の責務と認識しております。ここでいう近隣対策とは合意取得はなされた前提の上で、事業者が行う近隣対策に限定されると理解しておりますが宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
20	事業契約書(案)		本工事の施工	10	第18条	3		『県発注事業(工事に限られない。)の円滑な遂行に配慮するものとし』との記載がありますが、現時点で、搬入道路工事の他に、本工事と同時に本事業用地周辺での実施が予定されている県発注事業があれば、工事内容、施工場所、施工時期等の情報をご教示下さい。	事業区域周辺の県道拡幅工事及び圍場整備工事が予定されていますが、施工時期等については、情報が入り次第、お伝えします。
21	事業契約書(案)		工事施工報告	12	第22条	1		「事業者は、各本工事に関し、各本工事期間の各月に関し、当該月の翌月5日までに月別工事予定・進捗状況表を県に対して提出する……その内容について県の確認を得るものとする。」とありますが、本手続きを経て県の確認を得られた工事部分については、基本的には後の事業年度毎の工事の出来高として見なされることになると理解して宜しいでしょうか。	出来高については、各年度終了後に別途確認するため、本項の確認をもって当然に出来高として見なされるわけではありません。
22	事業契約書(案)		関連事業との調整	12	第23条	1		『県が実施する事業(要求水準書に定める搬入道路工事等を含むが、これに限らない。以下この条において同じ。)]との記載がありますが、第18条第3項における『県発注事業(工事に限られない。)]との違いがあればご教示下さい。	事業契約書において第18条の当該部分の記載を第23条の当該部分の記載に修正します。
23	事業契約書(案)		工事監理者の設置	13	第24条			本工事の設計について施工者が行った場合、工事監理者については第三者を別途指名することが必要でしょうか。	同一法人で建設工事業務と工事監理業務を実施することは可能です。なお、建設工事業務を行う現場代理人、主任技術者又は監理技術者と工事監理業務を行う人物は、それぞれ別にしてください。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
24	事業契約書(案)		工事監理状況の報告	13	第25条	1		工事施工報告の提出期限は翌月5日であるのに対し、工事監理状況の報告が同10日となっているため、両者の提出期限を翌月10日に両者に統一して頂くことを要望します。	事業契約書において修正し、翌月10日に統一します。
25	事業契約書(案)		試運転	15	第27条	2	(1)	「次号から第6号まで」とはこの箇所を参照させているのでしょうか。お示してください。	第27条第2項第2号から第6号までです。
26	事業契約書(案)		事業者による完了検査等	16	第28条	1	(2)	各検査に係る検査要領書は『各本工事の着手までに県の承諾を受ける』とありますが、本項第1号によれば、検査要領書の作成時期は、検査が実務的に可能となった以降とされています。従って、『各検査の実施までに県の承諾を受ける』が正ではないでしょうか？ご教示下さい。	検査要領書は、各本工事の着工前と、検査が実務的に可能となった以降により具体的なものを提出する必要があることから、原案のとおりとします。
27	事業契約書(案)		県による完工確認	18	第30条	1	(2)	完工確認要領書は『本施設の各工事の着手前までに県の承諾を受ける。』とありますが、本項第1号によれば、完工確認要領書の作成に当たり県との協議が必要であることから、『完工確認の実施までに県の承諾を受ける』が正ではないでしょうか？ご教示下さい。	完工確認要領書は、各工事の着工前と、完工確認の実施までにより具体的なものを提出する必要があることから、原案のとおりとします。
28	事業契約書(案)		県による完工確認	18	第30条	3		完工確認が完工確認書に定める要領及び日程にて行われることから、前段の『県は通知を受けてから14日以内に当該本工事の完工確認を行わなければならない』は不要ではないでしょうか？ご教示下さい。	本施設に係る本工事以外の工事については、この規定により完工確認を行うことから、原案のとおりとします。
29	事業契約書(案)		第三者に対する損害	22	第38条	1		施工に伴い通常避けることができない生活環境影響であれば、第三者に損害が生じたとしても事業者が当該損害を賠償する責任を負う義務はないため、『(本工事の施工に伴い通常避けることができない～(中略)～損害が生じた場合を含む。)]』の削除を要望します。	性能発注の事業においては、事業者が当該義務を負うことが一般的であるため、原案のとおりとします。
30	事業契約書(案)		運営・維持管理開始の遅延	25	第41条	2	(2)	県の責めに帰すべき事由による場合、県は事業者が発生した損害等を支払うだけであるのに対し、事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者が自らに生じた損害等を自己負担するのは当然であるとしても、年14.5%という高額の利率による遅延損害金を県に支払わなければならない、片務です。対等な条件への修正並びに遅延損害金の利率の見直しを要望します。	事業契約書において修正し、遅延損害金の利率を年2.8%とします。
31	事業契約書(案)		性能保証及び瑕疵担保	25	第42条	2		県が瑕疵であると判断した、又は、性能、機能、耐用等に疑義があると判断した場合に直ちに事業者に瑕疵検査を行わせるのではなく、初めに、瑕疵又は疑義があると判断した箇所及び理由を県が事業者に示し、両者で確認と協議を行った後に、必要に応じて検査を行う方が実務に即していると考えられます。従って、まず初めに、確認と協議を行うことを条文中に追記することを要望します。	事業契約書において修正し、県が当該瑕疵又は疑義があると判断した箇所及び理由を示す旨を追記します。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
32	事業契約書(案)		施設供用業務(自由提案事業)	29	第44条	3	(1)	産業廃棄物処分業の許可についてと同様、事業者でなく、自由提案事業を受託する企業が、当該事業の実施に必要な許認可を取得することも認めただけとの理解でよろしいでしょうか?ご教示下さい。	県が認めた事業であれば、貴見のとおりです。なお、自由提案事業の具体的内容は、第1回意見交換会において相談してください。
33	事業契約書(案)		施設供用業務(自由提案事業)	29	第44条	3	(4)	自由提案事業は事業者の責による独立採算事業であり、特段の理由無い場合を除き、原則として県は事業計画を承諾していただけたとの理解でよろしいでしょうか?ご教示下さい。	貴見のとおりです。なお、自由提案事業の具体的内容は、第1回意見交換会において相談してください。
34	事業契約書(案)		施設供用業務(自由提案事業)	29	第44条	3	(5)	料金については、県の承認事項は上限額及びその改定についてとし、上限額以下であれば、事業者の裁量で変更可能とすることを要望します。	自由提案事業であっても、管理者は県となることから、原案のとおりとします。
35	事業契約書(案)		施設供用業務	29	第44条	3		運営・維持管理業務の一環として自由提案事業を実施するとありますが、自由提案事業は自己の責任及び費用負担において実施する、所謂独立採算との位置付けであることから、モニタリング違約金の対象とはならない、という理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業は、運営・維持管理業務の一環として行うものであり、要求水準及び提案内容を満たさない場合には、モニタリング違約金の対象となります。
36	事業契約書(案)		ケーブルテレビによる埋立情報提供	30	第44条	5	(3)	想定されている内容をご教示ください。(開示情報の種類、更新頻度、放送頻度、費用等)	環境モニタリング結果や維持管理状況など県ホームページで公表する内容や、処分場の映像などをケーブルテレビに提供することを想定していますが、詳細については今後検討します。
37	事業契約書(案)		施設専用利用権	30	第45条	1	(1)	本条項では、施設専用利用権について、「本施設の設計・建設に要する費用から補助金及び県から支払われる特定施設整備費を控除した残価と同等の対価性を有するもので、その金額が本施設専用利用権価額に相当する金額」とされていますが、別紙1定義一覧(45)(51頁)では算出算式が記載されており、それぞれを比較すると金額的に相当の差があると思われまます。権利の付与日が施設引渡し日の翌日で、運営・維持管理業務開始日と近接していることから、利用権価額は定義一覧の算出算式により、実務上の額を把握することで足りる、ということよろしいでしょうか。	事業者の提案次第で、それらが金額的にかい離が生じ得ることは想定される場所ですが、権利の付与日における、施設専用利用権価額は、繰延資産として計上される価格となり得るものであることを踏まえて、観念的に、「本施設の設計・建設に要する費用から補助金及び県から支払われる特定施設整備費を控除した残価と同等の対価性を有するもの」と定める一方で、運営・維持管理業務開始日以降の施設専用利用権価額は契約解除時の県の施設専用利用権の買い取り額の算定の基準となることを踏まえて算出算式を定めております。
38	事業契約書(案)		施設専用利用権	30	第45条	1	(3)	施設専用利用権を金融機関が融資する際の担保に供することは承認して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	担保権設定契約の内容により判断します。なお、本号の承諾ということであれば、県は不合理に承諾を留保、遅延又は拒絶しません。
39	事業契約書(案)		施設専用利用権	30	第45条			施設専用利用権の国内法や県条例等における法的根拠をお示しください。	PFI法第71条第2項となります。
40	事業契約書(案)		施設専用利用権	30	第45条			施設専用利用権について、改正PFI法に定める公共施設等運営権との関係性や差異をお示しください。	施設専用利用権は、県に対する事業契約書上の債権であり、改正PFI法に定める公共施設等運営権とは異なる性質のものです。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
41	事業契約書(案)		施設供用業務の遂行体制	31	第48条	1		施設供用業務の総括責任者が本施設に常駐するか否かは提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
42	事業契約書(案)		施設供用業務の遂行体制	31	第48条	1		施設供用業務について、総括責任者と各業務の業務責任者の兼務は認められるとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	不可とします。
43	事業契約書(案)		サービス購入料の減額等	34	第57条			サービス購入料の減額等に関する一定のルールを定め明文化する予定はありますか。サービス購入料の減額等が県の裁量により一方的に決定され、事業者からの異議を受け付けないことは片務的です。	違約金を請求することができる場合等における規定であることから、原案のとおりとします。
44	事業契約書(案)		特別措置等によるサービス購入料の減額	38	第63条			将来、サービス購入料の減額が可能な技術革新が生じた場合、事業者が対応の可否、新技術導入に必要なコスト、対応時期等について県と協議させて頂き、両者が合意に達した場合にサービス購入料が減額されるとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりです。
45	事業契約書(案)		特別措置等によるサービス購入料の減額	38	第63条	1		本条において規定されているサービス対価の減額は、既に提供されたサービス(譲渡施設対価等)に対しては適用されないと理解して宜しいか。	貴見のとおりです。
46	事業契約書(案)		引渡日前の解除の効力	38	第64条	1	(1)	「県が当該解除後に本工事の工事目的物を利用するとき」について、逆に、利用しない場合としてどのような事例を想定されているかご教示ください。	政策上必要がなくなった場合を想定しています。
47	事業契約書(案)			38	第64条	1	(1)	「県による完工確認が完了している本工事については、県は、事業者に対して、当該本工事に係るサービス購入料を別紙2に定めるところにより支払うものとする」とありますが、契約解除時点で一括払いということではよろしいでしょうか？	県による完工確認が完了している本工事に係るサービス購入料の支払いは、別紙2に定めるとおりとなります。
48	事業契約書(案)			38	第64条	1	(1)	「県による完工確認が完了している本工事については、県は、事業者に対して、当該本工事に係るサービス購入料を別紙2に定めるところにより支払うものとする」とありますが、契約解除されていなければ県からの支払いの対象にならなかった部分(サービス購入料の対象外の部分)についても、買い取りの対象ということではよろしいでしょうか？	本号に基づく買い取りの対象は、第60条の規定により本契約が解除された場合で、県が当該解除後に利用すると判断した本工事の工事目的物となります。なお、そのうち、県による完工確認が完了している本工事に係るサービス購入料の支払いは、別紙2に定めるとおりとなります。
49	事業契約書(案)		引渡日後の解除の効力	40	第65条	4	(1)	本条項は、「本施設専用利用権」を県と事業者の双方の評価専門家が評価し、県が、公正な手続きにより決定した適正な価格で買い取ることを前提とした規定と理解致します。「本施設専用利用権」を担保とし、県から事業者へ支払われる資金を融資回収することが可能との理解で宜しいでしょうか。	前段については、施設専用利用権の価値は本契約の定めにより決定します。後段については、本契約の規定により、県が施設専用利用権を買い取る以外、施設専用利用権により、県から事業者に支払債務が生じることはありません。支払債務が生じた場合には、貴見のとおりです。
50	事業契約書(案)		損害賠償	41	第66条	1	(1)	本施設の引渡日までに解除された場合の違約金は、第9条による契約保証金の没収で足りるという認識で宜しいでしょうか。	他に損害があれば、賠償請求します。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
51	事業契約書(案)		損害賠償	41	第66条	1	(2)(3)	契約保証金の免除措置として履行保証保険を締結する場合、第9条の契約保証金と本条の損害賠償金が同額になるように設定しないと保険締結できませんので文言を一致させてください。	No.6の質問回答を参照ください。
52	事業契約書(案)		損害賠償	42	第66条	1	(2)、(3)	違約金として課せられる本施設専用利用権の買取額は高額であり、このような違約金をカバーする保証があったとしても、保証料は高額になる可能性が高いと思われますので、違約金の算定方法の見直しを要望します。	No.6の質問回答を参照ください。
53	事業契約書(案)		秘密保持等	44	第74条	1		事業者が秘密情報を開示可能なコンサルタントに、弁護士、会計士、リスク・保険アドバイザーは含まれるとの理解でよろしいでしょうか？ご教示下さい。	貴見のとおりですが、法令に基づく守秘義務契約を負う者を除き、守秘義務契約を締結した者に限ります。
54	事業契約書(案)	別紙1	定義一覧	49			(26)	施設整備等基準額とは、サービス購入料相当額と本施設専用利用権価額の合計額との定義がなされていますが、サービス購入料相当額とはサービス購入料AとBの合計額との理解でよろしいでしょうか？サービス購入料相当額の定義をお示し下さい。	貴見のとおりです。
55	事業契約書(案)	別紙1	本施設専用利用権価額	51			(45)	この算式で計算すると、管理期間における本施設専用利用権価額はゼロとなりますが、その理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
56	事業契約書(案)	別紙4	施設供用業務に係る損害	55		2		県が本施設の不可抗力事故に対応出来る財物保険又は共済に加入し、県が負担すべき損害を超える額の保険金又は共済金が支払われた場合、当該超過分は事業者負担分の損害に充当していただけますか。	県が不可抗力の際に負担するのは、別紙4の定めるとおりです。
57	事業契約書(案)	別紙5	第三者賠償責任保険	56		2	(1)	ここで求める第三者賠償責任保険は、本施設の使用所有管理や運営・維持管理業務に伴う突発的な事故による第三者に対する法律上の賠償責任に補償する保険に加入すればよろしかったでしょうか。	貴見のとおりです。
58	事業契約書(案)	別紙5		56				本事業に際し、県が加入する予定の損害保険もしくは共済の概要をご教示いただけますでしょうか。	都道府県有物件災害共済による保険に加入する予定です。
59	事業契約書(案)	別紙7	保証書	63				保証書は、土木工事、建築工事、水処理工事を担当する企業がそれぞれ提出すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
60	事業契約書(案)		リスク分担表					リスク分担表について明記されておられません。実施方針の別表2をそのまま適用することでよろしいでしょうか。	実施方針は契約を構成しないため、実施方針に記載されるリスク分担表(案)も同様です。なお、リスク分担表(案)のうち事業契約書(案)に記載すべき内容については、事業契約書(案)に記載しております。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所				質問内容	回答
				頁	大項目	中項目	小項目		
61	事業契約書 (案)							<p>実施方針別紙2 リスク分担表(案)では、住民対応リスクのうち「事業の実施そのものに対するもの」については県負担となっておりますが、事業契約書(案)において明確な記載が無いように思われます。 設計・建設段階から運営・維持管理段階までを通じて、上記のリスク分担が明らかになるよう条項を追加頂けないでしょうか。</p>	<p>事業契約書において修正し、住民対応リスクのうち「事業の実施そのものに対するもの」については、事業期間を通じて県負担である旨を追記します。</p>